

**高齢者・住民税申告者などを対象に、申告書作成会場を役場に開設**

盛岡税務署では、e-Taxや郵送での確定申告を利用できない方を対象に、平成29年2月16日から3月15日までの平日に、確定申告書作成会場を盛岡駅西口のアイーナに開設します。

これに伴い、町では例年同様、高齢などのためにアイーナ会場に行くことができない方やe-Tax、郵送を利用できない方のうち、申告内容が複雑でない方や住民税の申告をする方を対象に、確定申告書作成会場を7ページのとおり開設しますのでご利用ください。

**簡単な確定申告はパソコンに入力し作成**

例年、確定申告書作成会場は大変混雑します。税務署および町では、混雑緩和のため、簡単な所得税の確定申告書は、パソコンによる作成をお願いしています。これは、e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」と同じものです。

なお、申告の内容により、役場会場では対応できない場合があります。その際はアイーナ会場で申告していただくこととなりますので、ご協力をお願いします。

**収支内訳書作成相談会を開催します**

町の会場で所得税の確定申告書を作成する白色申告の方、また、住民税の申告をする方を対象に、事業所得（営業・農業等）や不動産所得の収支内訳書作成相談会を2月1日から2月8日まで開催します（収支内訳書作成相談会場では、確定申告書を受け付けしません）。

事業所得（営業・農業等）や不動産所得があり、町の会場で所得税の確定申告書を作成する方、住民税の申告をする方は、左ページの日程表をご確認のうえ、過去2〜3年分の収支内訳書の控え（控えがないと減価償却費の計算が行えません）、収支計算に必要な帳簿や伝票など収入支出の分かる関係書類や筆記用具、計算機などをお持ちください（帳簿や伝票は収入と経費の科目ごとに分けるなど、事前に分類してご来場ください）。

なお、収支内訳書作成相談会は、青色申告の方は対象外です。

**過去2〜3年分の申告書などの控えをお持ちください**

過去2〜3年に申告したことがある方が収支内訳書作成会場や申告書作成会場に来場する場合は、過去2〜3年分の収支内訳書や申

今年も確定申告の時期が近づいてきました。確定申告は、昨年1年間にあった所得について最終的な報告をすることで、正しく課税し納税するための大切な手続きです。申告の必要がある方は、忘れずに期限内に申告してください。

**（申告書の提出期限は3月15日です）**



**申告の準備はお済みですか？**

— 期限内に忘れずに申告しましょう —

申告書などの控えを必ずお持ちください。過去の収支内訳書の控えは、減価償却費計算などで必要になります。

また、アイーナ会場や役場会場で申告した方の場合「利用者識別番号」の確認などに申告書などの控えや税務署から送付されるはがきを使用しますので、ご協力をお願いいたします。

## e-Taxで自宅から確定申告するには

### ◆準備するもの

①インターネットに接続できるパソコン

### ②電子証明書

電子証明書はマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードに格納されています。

### 【マイナンバーカード】

申請から交付まで1〜2カ月かかります。

※申請方法はマイナンバー通知カードに同封されている書類をご確認ください。

### 【住民基本台帳カード】

発行は終了していますが、発行済のカードに電子証明書を格納している場合は、電子証明書の有効期限まで利用できます。

※カードについてのお問い合わせは、役場住民課戸籍住民係（☎6111-2502）へ。

### ③ICカードリーダーライタ

家電量販店などで購入できます。「e-Tax用」とお尋ねください。

### ◆利用可能時間

平成29年1月16日(月)午前8時30分から3月15日(水)まで24時間利用できます（メンテナンス時間を除く）。

### ◆問い合わせ

詳しくは、盛岡税務署（☎622-6141）へ。または国税庁e-Taxホームページをご覧ください。

## 申告にあたってのそのほかの注意点

申告にあたっては、次の点についてもご協力をお願いします。

○複雑な内容のため、自分で収支内訳書や申告書を作成することが難しい方は、税理士へ相談しましょう。

○国民年金や医療費の領収書などは、必ず1年分（1月〜12月に支払った分）を事前に集計して申告会場へ持参してください。

○申告は定められた書面で行うことにより有効となります。電話や手紙などによる申し出では、申告を行ったことになりません。

郵送での住民税申告を希望する方は、82円切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、住民税の申告書用紙を役場税務課まで郵送で請求してください。

## 申告書にマイナンバーの記載が必要です！

所得税および復興特別所得税の確定申告書などの各種申告書や法定調書などは、**①マイナンバーの記載、②本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。**

なお、本人確認書類は、①マイナンバーカード、②マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カードと運転免許証など本人確認ができるもの、となります。

### ＜役場やアイーナで申告する場合＞

申告する方の「マイナンバーカード」、または「通知カード+運転免許証など」をお持ちください（代理の場合は写し）。

### ＜申告書を郵送する場合や、役場の提出ボックスに投函する場合＞

申告する方の「マイナンバーカードの写し」、または「通知カードの写し+運転免許証などの写し」を忘れずに同封してください。

## ◎事業所得(営業・農業等)、不動産所得のある方

# 収支内訳書作成相談会

## ◎会場：役場4階大会議室

## ※確定申告は受け付けしません

	午前の部 9時～11時	午後の部 1時～3時
2/1(水)	広宮沢1～2区・流通センター 新田1～2区・矢巾1～3区	城内・煙山 南煙山・下北
2/2(木)	上赤林・下赤林・矢次	南矢幅1～7区・南昌
2/3(金)	西徳田1～2区 東徳田1～2区	間野々・土橋・北郡山
2/6(月)	高田1～3区・藤沢	舘前・和味・室岡
2/7(火)	岩清水・太田	桜屋・白沢
2/8(水)	行政区指定なし	

◆確定申告とは？

所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までに得たすべての所得と、それに対する税額を計算して翌年3月15日までに所轄の税務署に申告することです。

また、あらかじめ所得税を源泉徴収という形で納めている場合や、予定納税という形で前払いしている場合もありますので、確定申告には所得税の精算手続きという意味合いもあります。

町で受け付ける確定申告は「所得税の還付申告」、「所得税を納める申告」、「住民税の申告」の3つに大きく分けられます。

「所得税の還付申告」については確定申告の義務はありませんが「所得税を納める申告」は必ず確定申告をする必要があります。申告をしなかったり、期限を過ぎて申告をすると、延滞税や加算税が科せられます。

また「住民税の申告」をしないと、所得証明が発行できないほか、国民健康保険税の軽減や各種の減免、給付金などが受けられないなどの不利益があります。必ず期限内に、正しく申告をしましょう。

◆確定申告が必要な方は？

次の事項に該当する方は、所得税の確定申告が必要です。

- ① 事業所得（営業・農業など）や、不動産所得がある方
- ② 給与所得があり、次の事項に該当する方

- (a) 給与収入金額が2千万円を超える
- (b) 給与のほかに収入がある

(c) 給与を2カ所以上から受けているが、年末調整をしていない給与がある

(d) 年の途中で退職したなどの理由で年末調整をしていない

③ 公的年金等の収入のほかに所得がある方

※平成23年分申告から、公的年金等の収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告を要しないこととされましたが、住民税の申告が必要となる場合があります。

また、源泉所得税の還付を受ける場合なども、申告が必要です。詳しくは、申告会場でお問い合わせください。

- ④ 雑所得（個人年金や報酬など）や一時所得（満期保険金や満期払戻金など）、配当所得などの収入がある方
- ⑤ 土地や建物、山林、株などの譲渡による所得がある方
- ⑥ 住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）を初めて申告する方
- ⑦ 医療費控除などを申告する方

次の事項に該当する方は、住民税の申告が必要です。

- ⑧ 障害年金や遺族年金など非課税の所得がある方
- ⑨ 自分自身には全く収入が無く、他者からの援助で生活をしていて、誰の被扶養者にもなっていない方
- ⑩ 町外に住んでいる方の被扶養者

◆確定申告が不要な方は？

- ① 勤め先で年末調整済みで、確定申告による控除などが不要の方
- ② 年末調整済みの会社員などの被扶養者（専業主婦や扶養家族など）

◆確定申告書はどこに提出するの？

所得税の確定申告書は、盛岡税務署に提出します。

ただし、平成29年1月1日現在で矢巾町に住んでいる方に限り、2月16日から3月15日の間のみ、役場の確定申告書作成会場でも所得税の確定申告書を提出できます。期間中の会場は大変混み合いますので、指定の日時への来場にご協力ください。

◆確定申告に必要なものは？

① 所得を証明する書類

- (a) 事業所得（営業・農業等）や不動産所得がある方：収支内訳書とその根拠となる帳簿・売上明細・領収書などの事業の収支を明らかにする書類
- (b) 給与所得、公的年金などの収入・退職所得がある方：源泉徴収票
- (c) 個人年金収入がある方：支払金額・必要経費・源泉徴収税額が分かるお知らせなど
- (d) 原稿料や講演料などを受け取った方：その支払調書などと必要経費の領収書
- (e) 満期保険金などを受け取った方：総合課税対象額が記載された支払明細書など
- (f) その他所得が分かる支払明細など

② 控除を申告する項目の支払いなどを証明する書類

- (a) 社会保険料（国民年金や任意継続、国保税など）の領収書
- (b) 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの支払証明書
- (c) 障害者控除を申告する場合、障害者手帳など程度が確認できるもの

もの

(d) 住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）を新規に申告する場合、別途お問い合わせください。

2年目以降の場合、平成28年分住宅借入金等特別控除申告書、住宅取得資金に係る年末残高高等証明書

(e) 医療費控除を申告する場合、支払いと給付の領収書など（医療費の領収書、健康保険などからの給付明細書、高額療養費の振込通知書、生命保険や損害保険の保険金支払通知書など）

(f) 寄附金控除を申告する場合、寄附した自治体、団体などから交付を受けた寄附金の受領証など

③ はんこ（スタンプ印は不可）

④ 申告者名義の金融機関の通帳と通帳印

⑤ 税務署から送付された申告書や所得計算用紙、はがきなど

⑥ 過去2～3年の間に申告した方は、その収支内訳書と申告書の控え

⑦ 申告者のマイナンバーカードおよび本人確認書類（5ページをご覧ください）

▼問い合わせ 確定申告について詳しくは、盛岡税務署

（☎622-6141）、役場税務課賦課係（☎611-2522）まで。

または、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

# 確定申告書作成会場開設日

◎会場：役場 4 階大会議室

	午前の部	午後の部
	8時30分～11時	1時～3時30分
2/16(木)	白 沢	白沢・桜屋
17(金)	太 田	太田・岩清水
20(月)	室 岡	室岡・館前
21(火)	和 味	南矢幅 3 区
22(水)	南矢幅 4 区	南矢幅 4 区・6 区
23(木)	南矢幅 2 区	下 北
24(金)	矢巾 2 区	煙山・下赤林
27(月)	矢巾 1 区	広宮沢 1 区・城内
28(火)	新田 1 区・2 区	
3/ 1(水)	南煙山	広宮沢 2 区・南矢幅 7 区
2(木)	南 昌	矢 次
3(金)	上赤林・南矢幅 5 区	流通センター
6(月)	土 橋	南矢幅 1 区
7(火)	間野々	矢巾 3 区
8(水)	西徳田 2 区	東徳田 1 区
9(木)	西徳田 1 区	東徳田 2 区
10(金)	藤 沢	
13(月)	高田 3 区	北郡山
14(火)	高田 2 区	
15(水)	高田 1 区	

◆所得税の申告をする方で平日の来場が困難な方は、2月19日(日)・26日(日)にアイーナ会場を利用してください。



## 盛岡税務署「アイーナ会場」

盛岡税務署では、平成28年分の所得税・贈与税・消費税・地方消費税の申告書作成会場を盛岡駅西口アイーナ7階に開設します。盛岡税務署内には開設しておりませんのでご注意ください。

◆期間 2月16日(木)から3月15日(木)まで  
※土・日、祝日を除く。ただし、2月19日と26日の日曜日に限り開設します。

◆時間 午前9時から午後4時まで

### 事前に確認！ 不備はありませんか？ 必要書類

申告に必要な書類が不足しているなど不備がある場合、申告を受け付けできない場合があります。申告会場にご来場の際は、事前に必要書類を確認しましょう。

### 「障害者控除対象者認定書」 おむつ代医療費控除「確認書」 の発行について

#### ①「障害者控除対象者認定書」 の発行

障害者手帳を持っていないくても、介護保険の要介護認定を受けていて一定の基準に該当する方は、申請により町発行の「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます（基準について詳しくはお問い合わせください）。

#### ②おむつ代の医療費控除 「確認書」の発行

(1)～(3)の要件をすべて満たす方は、申請により、医師の発行する「おむつ使用証明書」の代わりに提出できる、町の「確認書」の交付を受けることができます。

- (1) おむつ代の医療費控除を受けるのが2回目以上
- (2) 平成28年中に要介護認定を受けている
- (3) 要介護認定の際に使用した主治医の意見書により、寝たきり状態で尿失禁の可能性があるとして認められている

#### ①・②の発行・問い合わせ

介護保険被保険者証と印鑑をお持ちのうえ、役場健康長寿課長寿支援係（☎611-2830）で手続きをしてください。